

平成 2 3 年度

隨時(備品)監査報告書

下諏訪町監査委員

23監委第31号
平成24年2月24日

下 諏 訪 町 長 青 木 悟 様
下 諏 訪 町 議 会 議 長 濱 章 吉 様
下 諏 訪 町 教 育 委 員 会 委 員 長 朝 貝 加 代 子 様

下 諏 訪 町 監 査 委 員
星 野 岳 生
中 山 透

平成23年度随時（備品）監査の結果報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づく随時（備品）監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

目 次

	ページ
1 随 時 監 査 日 程	1
2 監 査 目 的	1
3 監 査 内 容 及 び 方 法	1
4 監 査 の 結 果 及 び 意 見	2
5 平 成 2 2 年 度 随 時 監 査 結 果 及 び 意 見 と 措 置 状 況	3

1 随時監査日程

月 日	曜日	課 等 名	場 所 等
2月2日	木	教育こども課	さくら保育園 とがわ保育園 みずべ保育園

2 監査目的

平成22年度の定期監査報告において、“平成23年度には保育園が3園体制となり統合されるので、現物を確認のうえ確実な引継ぎがなされるようお願いしたい。”と記載したので（「平成22年度定期監査報告書」5 監査の所見（6）備品購入・不用決定（所管換）について（参照））、備品管理の現状を確認するため物品の現物確認を行う。

3 監査内容及び方法

3園体制のスタートに伴い、廃園となった旧保育園から移管された備品を含めて、園長の案内により備品台帳、備品配置図と現物との照合検査及び備品シールの貼付確認を実施した。

4 監査の結果及び意見

- (1) 3園体制のスタートに伴う備品の所管換え、配置換えが行われ、備品台帳が整備されて、必要な箇所には備品配置図も作成されていた。備品台帳に記載された物品は現物と照合が可能な状況で、管理状況は概ね適正であった。今後は一定期間毎に照合を行い、「台帳と現物を照合した記録」を管理責任者の決裁を受けたうえで保存する等、物品の管理にかかる説明責任及び点検体制の向上を図られたい。

- (2) 改修事業費または改築事業費で購入された物品のうち、建物附属設備以外の移動可能な物品のなかに登録すべきものがあつた。「物品管理事務の手引き 平成15年10月 下諏訪町」(以下「手引き」という。)等の備品登録の基準に従い再点検されたい。

- (3) 22年度からの新物品管理システムへの移行に伴い、備品管理は従来の「備品番号」による管理から「物品固有番号」による管理へ変更されているが、従来の備品番号を記載した備品シールが引き続き貼付されている。物品管理の正確性、効率性の観点から物品固有番号への統一を図られたい。

- (4) 他の保育園から移管された備品のうち、移管の手続きが未了のものであつたので所定の手続きを取られたい。

- (5) リース物件及び関係団体所有の物品については、それぞれ台帳を設けるなど備品とは識別可能な管理をされたい。

指摘された事項については、対処し報告願いたい。

5 平成22年度随時監査結果及び意見と措置状況

(監査の結果及び意見)

- (1) 機構改革に伴う備品の所管換え、配置換えは適正に行われ、備品台帳が整備され、必要な箇所には備品配置図も作成されており、管理状況は概ね適正であった。
- (2) 新物品管理システムへの移行に伴い備品管理は従来の「備品番号」による管理から「物品固有番号」による管理へ変更されているが、従来の備品番号を記載した備品シールが引き続き貼付されている。物品管理の正確性、効率性の観点から物品固有番号への統一を図られたい。
- (3) 随時監査においては、台帳と現物の一致は確認はできたが、「所管課が台帳と現物を照合した記録」は保管されていなかった。今後は、説明責任向上の観点から一定期間毎に照合を行い記録を保存する等、物品の管理にかかる点検体制の向上を図られたい。なお、リース物件についても備品と同時に現物確認を願いたい。

(措置状況)

- 今後も適正な備品管理に努めます。
- 物品固有番号を貼付しました。
- 年1回以上、台帳と現物を配置図と照合し、その結果を課長に報告し、記録を保存します。リース物件についても同様の対応をします。

- (4) 第4分団備品一覧中、「積載車」及び「小型動力ポンプ」については、「物品固有番号200918774」が、また、女性消防隊備品一覧中、「小型動力ポンプ」及び「横型ポンプ台車」については、「物品固有番号200918758」が付され、複数の物品に同一の固有番号が付されている。一物品一番号を原則とし、一体として使用するものは一つの物品として取り扱うなど、使用管理の実態に合わせ適切に名称、番号を付されたい。
- 第4分団「小型動力ポンプ」については、新規番号を登録し、シールを貼付しました。
- 女性消防隊「小型動力ポンプ」及び「横型ポンプ台車」については、一式として登録してあります。
- (5) 第3分団備品一覧中、簡易携帯無線機10台については、四ッ角屯所、四王屯所、赤砂屯所のいずれに配備されているか明確にし備考欄に記載されたい。
- 備考欄にそれぞれの配置先を明記しました。